

保険2（生命保険） 第2章 生命保険会社の計理 正誤表

項	行	誤	正
目次	上～3	EEC の sol <u>l</u> ncency	EEC の sol <u>y</u> ncency
3	下～1	最近 <u>に</u>	最近 <u>の</u>
6	上～1	時代 <u>と</u> ともに	時代 <u>と</u> ともに
9	上～10	側面から <u>は</u>	側面から
10	上～20	値 <u>す</u> た。	値 <u>す</u> る。
11	上～5	5 年チルメル	5 年チルメル <u>式</u>
12	上～17	多 <u>い</u> い	多 <u>い</u>
12	下～12	多 <u>い</u> い	多 <u>い</u>
12	下～10	創造され <u>も</u> の	創造され <u>た</u> もの
14	上～6	<u>と</u> の範囲	<u>ど</u> の範囲
14	上～9	さるべきか <u>も</u> 知れない	さ <u>れ</u> るべきか <u>も</u> 知れない
19	上～9	守 <u>た</u> めに	守 <u>る</u> ために
20	上～10	方法であ <u>ろ</u> う。』	方法であ <u>ろ</u> う。
22	下～1	含 <u>く</u> ましめ	含 <u>ま</u> しめ
27	上～17	多 <u>い</u> い	多 <u>い</u>
29	上～11	コンティン <u>グ</u> ンシー	コンティン <u>ジ</u> エンシー
29	下～10	アクチュアリ	アクチュアリ <u>アル</u>
32	下～1	<u>書</u> く	<u>各</u>
33	下～2	短 <u>か</u> すぎる	短 <u>か</u> すぎる
39	下～10	こと	こと <u>の</u>
40	上～3	B <u>i</u> nds	B <u>o</u> nds
41	上～14	遥 <u>か</u> ら	遥 <u>か</u> に
44	下～8	これに対し <u>非</u> 常に	これに対し
45	上～15	積立 <u>る</u> る	積立 <u>て</u> る
46	上～15	備えるもの <u>の</u> 解釈	備えるもの <u>と</u> 解釈
47	下～7	満期 <u>し</u> た	満期 <u>と</u> なった
48	下～6	合法的な <u>な</u>	合法的な
49	上～6	弱年齢 <u>の</u>	若年齢 <u>の</u>
54	上～18	エクプリシット	エク <u>ス</u> プリシット
55	上～3	第 <u>大</u> 恐慌	<u>大</u> 恐慌
56	下～14	ポートフォリ <u>ヲ</u>	ポートフォリ <u>オ</u>
58	上～9	含 <u>く</u> ましめ	含 <u>ま</u> しめ
69	上～5	明確 <u>す</u> る	明確 <u>に</u> する
69	下～7	ま <u>づ</u>	ま <u>ず</u>

以上

保険2（生命保険）第4章リスク管理の修正・追加（2022年8月）

該当 頁	該当箇所の現状	修正
i	<u>（注）本章は・・・用いています。</u>	削除。
7	モデルを構築するための基礎となったモデルの暗黙の前提が有効性を失っている。	文末に「（訳注：例えば近似式や符号の制限など）」を追加。
7	モデルリスク評価が適切な状況と適切でない状況	「モデルリスク」を「モデルとリスク」に修正。
17	評価の対象となる ERM 体制の <u>実践</u> の各分野に対しては、別個のスコアが付けられるべきである。次表では、リスクの特定というリスク管理 <u>実践</u> の一領域におけるスコアリングの例を示した。この <u>実践</u> の例は、 <u>レビュー担当者</u> をこうした特定の <u>実践</u> に <u>貼り付け</u> ことを意図するものではない。ERM の <u>実践</u> は常に変化していることから、評価プロセスに <u>固定的な実践</u> を含めてしまうと、文書の作成後に生まれた <u>新たな実践</u> が含まれずにプロセスが陳腐化してしまうおそれがある。	文中に7か所ある「実践」を全て「実務」に修正。 「レビュー担当者」を「評価者の視点」に修正。 「貼り付けこと」を「限定すること」に修正。
20	リスク許容度とは、決められた・・・リスクの <u>尺度</u> である。	「尺度」を「基準」に修正
37	特定の外部データフィールドの使用は・・・ <u>重大なオペレーショナルリスク</u> につながる恐れがある。	文末に「（訳注：例えば違法に取得された個人情報などが含まれる場合など）」を追加。
46	・ <u>整合的に</u> 提供される情報は、 <u>整合的な</u> 評価を可能にするべく、作成と報告の両面で <u>整合性</u> が取れたものであることが望ましい。	文中に3か所ある「整合」を「首尾一貫」に修正。 文末に「（訳注：例えば報告段階で重大な情報の欠落がないこと）」を追加

保険 2（生命保険） 第 5 章 事業費の管理・分析 正誤表

平成 23 年 10 月作成

ページ	誤	正
5-4	のれんの償却をいう	のれんの償却額をいう
5-19	平準保険料式予定事業費枠	平準純保険料式予定事業費枠
5-22	（「蔵銀枠」および「利源枠」の「考え方等」欄） チルメル歩合 α	チルメル歩合
5-25 5-26	付加保険料枠	予定事業費枠
5-28	現行の解約返戻金＝責任準備金として付加保険料枠を逆算した方式	解約返戻金＝責任準備金として付加保険料枠を逆算した方式
5-28	α は N 年間で均等にする方式	α を N 年間で均等にする方式
5-34	これは予定事業枠の先取りに	これは予定事業費枠の先取りに
5-53	テキスト『保険 1 第 3 章「アセット・シェア」』	テキスト『保険 1 第 3 章「アセット・シェア」』
5-54	利源別配当所要額	利源別配当所要額
5-62	投下される事業費	投入される事業費
5-67	II-2-7	II-2-5
5-68 5-91	（「5-5 予定事業費等の設定状況」の「報告頻度」欄） 月	四半期
5-68 5-91	（「5-6 総合的な充足状況」「5-8 イニシャルコストの回収状況」「5-9 ランニングコストの充足状況」の「提出期限日」欄） 翌々々月末	6 月末
5-69	なお、ここでいう「解約控除」とは、イニシャルコストの回収のために控除する部分に限られている。	削除
5-69	変更した都度、翌月に金融庁に報告する。	変更した場合、四半期毎に取りまとめて金融庁に報告する。
5-82	平成 18 年 6 月改正	平成 23 年 5 月改正
5-82	注記を付す	注記シートを添付する
5-83	平成 18 年 7 月提出分	平成 19 年 3 月期報告分（19 年 5 月提出分）

ページ	誤	正
5-83	報告時期が遅れる理由と報告開始時期について <u>速やかに</u> 当庁へ報告する	報告時期が遅れる理由と報告開始時期について <u>予め</u> 当庁へ報告する
5-84	「保険種類および販売経路の区分」欄に記入して下さい。	「保険種類および販売経路の区分」欄に記入して下さい。 更新契約（特約を含む）については別区分して記入して下さい。（様式5-5から5-9において同様。ただし、イニシャルコストの負担方法、イニシャルコストを回収するための予定事業費の収納方法を勘案し、更新契約と更新契約以外とで差異がない場合は、様式5-5及び5-9について更新契約の別区分を要しません。 また、更新契約に係る計数は各社の内部管理に従い算出することとし、算出が困難な場合で推定計算を行う場合は、推定計算の方法を定義書に記載して下さい。） ※H20.7.31付金監第1847号『「保険会社の業務に関するリスク関連資料の提出について」の改正について』を反映。
5-84	予定事業費・解約控除の設定を変更する場合には、変更の都度、保険契約へ新たな予定事業費・解約控除の適用を行った日の直後の提出目に提出して下さい。	予定事業費・解約控除の設定を変更する場合には、変更を行った商品を抽出し、 <u>四半期毎に取りまとめのうえ</u> 提出して下さい。
5-84	なお、変更を行わないものを含め、残高のある全ての保険種類、特約種類（販売停止分を含む）についても記入することとし、	対象は残高のある全ての保険種類、特約種類（販売停止分を含む）とし、
5-86	特記事項欄	「注記シート」
5-88	回収済となった場合は、	回収済となった場合は、
5-89	⑫事業費を減じた <u>韻</u> を記入して下さい	⑫事業費を減じた <u>額</u> を記入して下さい
5-91	提出期限日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日）にあたる場合は、休日の翌日に提出を行うこと。	提出期限日が <u>土曜もしくは休日の場合はその翌営業日までに提出すること。</u>

以上

保険 2（生命保険） 第 6 章 ソルベンシー 正誤表

平成 23 年 10 月作成

ページ	誤	正
6-58	$[\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4+R_5)^2\}} + R_6]$	$[\sqrt{\{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2\}} + R_4]$
6-72	「(2) の⑤ R_4 ：資産運用リスク ア 価格変動等リスク」	「(2) の⑤ R_3 ：資産運用リスク ア 価格変動等リスク」
6-173	① SM比率の適正な算出について、保険 計理人の確認事項に追加 保険計理人の <u>関与</u> 事項に	① SM比率の適正な算出について、保険 計理人の確認事項に追加 保険計理人の <u>確認</u> 事項に

以上

生保 2（生命保険） 第 8 章 相互会社と株式会社 正誤表

平成 20 年 8 月作成

() 内の数値は行目、(下) とあるのは下から数えた行数を示す。

ページ	誤	正
	テキスト中「資本の部」あるいは「資本勘定」とあるのを「純資産の部」あるいは「純資産勘定」とそれぞれ修正します。下記に詳細を記しましたが、漏れがある可能性がありますので、随時読み替えをお願いいたします。	
8-i、8-51	8.3. 有記当保険と無配当保険	8.3. 有配当保険と無配当保険
8-1(2) (5) (7)	保険会社は <u>商法</u> の規定により <u>商法</u> などの一般規定が 保険業法上で <u>商法</u> などを	保険会社は <u>会社法</u> の規定により <u>会社法</u> などの一般規定が 保険業法上で <u>商法・会社法</u> などを
8-2(4)	保険業法第 6 条では	保険業法第 5 条の 2 では
8-3(2)	株式会社（商法第 5 3 条）	株式会社 （商法第 5 3 条）
8-3(2)	有限会社法による有限会社	合同会社
8-3(3)	会社とは、「 <u>商行為を業とする目的で設立された社団</u> 」である（中略） <u>商法第 2 編（会社）の規定に従って設立されたもの</u> も会社である（ <u>商法第 5 2 条</u> ）	削除
8-3(下 4)	保険株式会社は、民法上の「 <u>社団法人</u> 」であり、 <u>商法上の「株式会社」</u> であるが、（中略） <u>公共性・公益性の強い事業を行う商法上の株式会社すなわち法人である</u> といえよう。	削除
8-8(16)	配当の <u>平衡</u> な分配	配当の <u>衡平</u> な分配
8-18(9)	<u>とするものとする</u> ことが必要	<u>と</u> することが必要
8-21(13)	相互会社の剰余金の分配については第 58 条（及び施行規則第 25 条、第 27 条から第 30 条）	相互会社の剰余金の分配については第 55 条の 2（及び施行規則第 30 条の 2、第 30 条の 3、第 30 条の 4、第 30 条の 5、第 30 条の 6、第 30 条の 7）
8-21(14)	第 114 条（及び <u>施行規則第 61、62、64 条</u> ）	第 114 条（及び施行規則第 62 条、第 64 条）
8-23(16)	保険業法第 58 条[剰余金の分配]	保険業法第 55 条の 2[剰余金の分配]
8-24(16)	また、社員に分配するための準備金に繰り入れるための対象となる金額は、当期未処分剰余金から、 ① 前記繰越剰余金の額 中略 ⑧ 社員配当準備金の取崩額が・・・ （規則第 27 条）	また、社員に分配するための準備金に繰り入れるための対象となる金額は、当期未処分剰余金から、下記を控除した額である（施行規則第 30 条の 4）、 1 前期繰越剰余金の額 2 任意積立金目的取崩額 3 法第五十五条第一項 の基金利息

ページ	誤	正
		<p>の支払額</p> <p>4 法第五十八条 の損失てん補準備金としてその決算期に積み立てる額</p> <p>5 法第五十六条 の基金償却積立金としてその決算期に積み立てる額</p> <p>6 基金の償却に充てることを目的としてその決算期に純資産の部に積み立てる任意積立金の額（ただし、基金の額（償却を完了する予定の日を定めない基金がある場合には当該基金の額を除く。）をその払込期日から償却を完了する予定の日までの期間に含まれる決算期の数で除して得られた額（払込期日又は償却を完了する予定の日が異なる基金がある場合には、それぞれについて計算して得られた額の合計額）を上限とする。）</p> <p>7 施行規則第三十条第二項第三号（のれん等調整額）に規定する額</p> <p>8 社員配当準備金の取崩額が決算期の剰余金に含まれる場合における当該取崩額</p>
8-25(10)	<u>資本</u> の部	<u>純資産</u> の部
8-25(10)	第 <u>28</u> 条	第 <u>30</u> 条の <u>5</u>
(11)	第 <u>29</u> 条	第 <u>30</u> 条の <u>6</u>
(13)	第 <u>28</u> 条第 <u>3</u> 項	第 <u>30</u> 条の <u>5</u> 第 <u>3</u> 項
8-29(15)	<u>財務諸表</u>	<u>財務諸表</u>
8-32[注 2]	負債 <u>許</u> 上され	負債 <u>計</u> 上され
8-32		
(5)	<u>商法上</u> の一般規定が	<u>会社法上</u> の一般規定が
(7)	<u>資本金</u> 勘定	<u>純資産</u> 勘定
(10)	<u>資本</u> の部	<u>純資産</u> の部
(11)	<u>資本</u> の部	<u>純資産</u> の部
(19)	<u>資本</u> 勘定	<u>純資産</u> 勘定
8-32(14)	<u>商法上</u> の規定	<u>会社法上</u> の規定

ページ	誤	正
8-32(下 1)から 8-35 「2. 健全性の公開及びソルベンシー・マージンについて」の直前の表まで	「以下に、商法の一般規定に則して、業法上の両者の相違点を概観する。」から 8-35 「2. 健全性の公開及びソルベンシー・マージンについて」の直前の表まで	削除 【主な内容は、会社法・会社法施行規則・会社計算規則に依拠する】
8-37(3)	保険業法第 14 条[利益準備金]	保険業法第 15 条[準備金]
8-37(4)	一般株式会社は、 ① 資本準備金の額・・・ (中略) ④	一般の株式会社は、会社法第 445 条第 4 項により、「剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。」
8-37(9)	保険株式会社は、 ① 資本準備金の額とあわせて・・・ (中略) ④ 利益準備金に積み立てなければならない。	保険株式会社は、保険業法第 15 条により「剰余金の配当をする場合には、株式会社は、内閣府令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。」
8-37(14)	<u>商法</u> の特例が定められ	会社法ならびに会社計算規則の特例が定められ
8-37(下 9)	(2) 保険業法第 15 条[配当の制限]	(2) 保険業法第 17 条の 6 [配当の制限]
8-37(下 2)	配当制限 (<u>商法</u> 290 条第 1 項)	配当制限 (<u>会社法</u> 461 条)

ページ	誤	正
8-38(6)	(3)第 16 条[<u>株主の帳簿閲覧権の制限</u>] (3)の内容も右に改訂	(3)第 14 条[<u>会計帳簿の閲覧等の請求の適用除外等</u>] 一般株式会社の場合会社法 433 条により、一定の制限のもとで、株主は、株式会社の営業時間内であれば、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる（電磁的方法によって作成されている場合も含む）が、株式会社生命保険会社の場合は契約者等のプライバシー保護の観点などから、これを適用除外としている
8-38(13)	(4)第 17 条[<u>資本の減少</u>] (4)の内容も右に改訂	(4)第 16 条及び第 17 条[<u>資本等の減少</u>] 資本の減少および債権者異議については保険業法第 16 条ないし第 17 条による。
8-40(9)	<u>株式</u> 配当	<u>株主</u> 配当
8-42(9)	第 38 条	第 39 条
(9)	第 39 条	第 38 条
(14)	第 45 条	第 46 条
(14)	第 46 条	第 45 条
8-47(16)	議決件	議決権
8-51(14)	極度に安全性を押さえ <u>と</u> むと	極度に安全性を押さえ <u>こ</u> むと
8-53(10)	<u>無当</u> 保険契約	<u>無配当</u> 保険契約
8-55(9)	保険業法第 114 条(<u>保険株式会社の契約者配当</u>)	保険業法第 114 条(<u>契約者配当</u>)
8.4 全体	8.4 株式会社化と相互会社化については平成 16 年当時の制度に従い、若干の修正を付すに止めている	
8-62(2)	上位生保 5 社の <u>う</u> 4 社	上位生保 5 社の <u>うち</u> 4 社
8-65(14)	「組織変更計画書」	「組織変更計画」
8-69(14)	保険業法第 86 条 <u>5</u> 項	保険業法第 86 条 <u>4</u> 項
8-70(18)	過去 3 年 <u>間</u>	過去 3 年 <u>間</u>
8-70(24)	保険業法第 <u>9</u> 2 条	保険業法第 <u>9</u> 1 条
8-70(25)	「 <u>相互</u> 会社の… <u>分配</u> し又は…保険契約者などの…」	「 <u>清算相互</u> 会社の… <u>分配</u> し、又は…保険契約者等の…」
8-71(21~26)	組織変更計画書中に、社員に対する <u>株式</u> の割り当てに関する事項を記載することとされている(<u>第 89 条</u>)。法律	組織変更計画中に、社員に対する <u>株式</u> 又は <u>金銭</u> の割り当てに関する事項を記載することとされている(<u>第 90</u>

ページ	誤	正
	<u>は・・・交付のみとされている。</u>	<u>条)。</u>
8-73(5～6)	第 <u>89</u> 条(社員への株式の割当)において「 <u>株式</u> の割当ては社員の寄与分に応じてしなければならない。」	第 <u>90</u> 条(社員への株式又は金銭の割当)において「 <u>株式又は金銭</u> の割当ては社員の寄与分に応じてしなければならない。」
8-73(21)	新規資本調達	新規資本調達
8-76(2)	公平かつ衡平	公正かつ衡平
8-78(3)	な <u>つ</u> ている。	な <u>つ</u> ている。
8-88(3)	第 <u>96</u> 条	第 <u>96</u> 条の <u>16</u>
8-88(6、11)	組織変更計画書	組織変更計画
8-89(4、5、11)	組織変更計画書	組織変更計画
8-89(12～23)	① <u>資本の額</u> ・・・ ～ ⑩ <u>償却を終わっていない</u> ・・・	(業法第 <u>86</u> 条4項の内容)
8-89(最終行)～8-90(7)	(4)決議の内容、貸借対照表その他の公告をする(業法第 <u>87</u> 条)。 ～ <u>とされている。</u>	(業法第 <u>88</u> 条の内容)
8-90(1)	第 <u>87</u> 条	第 <u>88</u> 条
8-90(8)	(6)社員への <u>株式</u> の割当て	(6)社員への <u>株式又は金銭</u> の割当て
8-90(11)	業法第 <u>89</u> 条	業法第 <u>90</u> 条
8-90(17～19)	<u>ただし、社員が株式の割り当てを・・・とされている(保険業法施行令第12条)。</u>	(削除)
8-90(21、22)	業法第 <u>92</u> 条	業法第 <u>91</u> 条
8-91(13～20)	組織変更後の株式会社は、・・・注意されたい。 <u>。</u>	(削除)
8-91(23)	剰余金又は法定準備金による資本の欠損のてん補、 <u>資本の減少</u> 、	剰余金、資本準備金又は利益準備金による欠損のてん補、 <u>資本金の額の減少</u>
8-92(1)	業法第 <u>93</u> 条	業法第 <u>96</u> 条の <u>10</u>
8-92(7)	業法第 <u>89</u> 条の <u>株式</u> の割り当てが適正であること	業法第 <u>90</u> 条又は第 <u>96</u> 条の <u>6</u> の <u>株式又は金銭</u> の割り当てが適正であること
8-93(13～19)	補償の形態は、・・・	補償の形態は、株式が一般的であるが、株式の割当て以外にも、割当てた株式の一括売却後の現金交付、保険料への充当、株式の割当てに代わる金銭の交付等もここで規定する補償に含

ページ	誤	正
		まれる。補償形態については保険数理上は必ずしも本質的な問題ではなく、割当ての基準が実務基準に基づき合理的に定められれば、衡平と見なされる。補償形態の差によって生じるキャッシュアウトの時期による流動性や、資金の払込みの有無等によるソルベンシーへの影響が認識される場合にはアクチュアリーは影響の大きさを推定の上、必要であれば意見書・報告書等に記載しなければならない
8-96(2)	<u>契約者間の公平性</u>	<u>社員への補償の衡平性</u>
8-97(22) (24)	実現性を <u>補償</u> ～留意する必要がある（実務基準3.6. <u>1</u> ）	実現性を <u>保証</u> ～留意する必要がある（実務基準3.6. <u>2</u> ）
8-98(14)	<u>契約間に不公平が生じ</u>	<u>契約間の衡平性を欠くことが</u>

以上